

Q.35) 労災保険について

■労災保険(\*正式名:労働者災害補償保険)とは、労働者が仕事

■労災保険には、1人でも労働者を雇っている事業主は、必ず

■保険料は、事業主が全額負担し、労働者(従業員)に保険

■労災保険が対象となる労働者とは、正社員だけでなく、パー

■労災保険で病院にかかりたいときは、そのことを窓口で告

●労災病院または労災指定医療機関では、無料で療養が受け

●労災病院または労災指定医療機関以外の医療機関で療養した

■労災についての相談や請求は、労働基準監督署です(\*ハロー

●労災指定病院等で療養する場合は、「療養の給付請求書」

■請求書には事業主の証明が必要ですが、もし事業主から

■労災保険での療養を希望する場合は、健康保険証は使わな

■労災についての詳しいことは、下記に相談してください。

□埼玉労働局「外国人労働者相談コーナー」: TEL.048-600-6204

□SIA「外国人総合相談センター埼玉」労働相談(電話:下記に同じ)

「外国人総合相談センター埼玉」: TEL.048-833-3296

问题35) 労災保険

■労災保険(\*正式名称:労働者災害補償保険)是劳动者在工作中或上下班路上(\*规

■労災保険規定即使只有1名工作人员的公司也必须

■保险费全部由雇主负担,无需工人(职工)承担保

■労災保険的被保險对象不只是正式工人,包括计时

■因为労災去医院看病时,请在医院挂号处事先声

●在労災保険医院或労災保険指定医療机关,可以免

●在労災保険医院或労災指定医療机关以外的医院

■关于労災问题的咨询与申请是在劳动基准监督

●在労災指定医院疗养时,“疗养费的支付请求

●除上述以外的医院时,“疗养费的结算单”要提交

■申请労災资料必须要雇主的证明书,如果拿不

■希望由労災保険治疗时,不要使用健康保険证来看

■想询问労災问题的详细,请到以下地方咨询。

□埼玉労働局“外国人労働者咨询处”:

电话: 048-600-6204

中文:星期二・星期四/英文:星期三・星期五

上午9点-下午5点

□SIA“埼玉外国人総合相談センター”劳动咨询(电话:

同下)毎星期二(原则上只接受面谈,需要预约)

“埼玉外国人総合相談センター” 电话: 048-833-3296

星期一至星期五上午 9点- 下午4点

(法定假日・12/29-1/3除外)

